

セミコンテクノパーク周辺の下水道整備に係る 都市計画素案の説明会

～熊本セミコン特定公共下水道(下水処理場・下水道管路)の整備～

令和7年1月

熊本県 土木部 道路都市局 下水環境課

本日の説明内容

1.熊本セミコン特定公共下水道の内容

- 1-1 新たな下水道を整備する理由
- 1-2 都市計画に位置付ける理由
- 1-3 熊本セミコン特定公共下水道の処理区域
- 1-4 下水処理場の位置
- 1-5 放流先河川
- 1-6 吐口、放流渠のルート
- 1-7 都市計画に位置付ける内容

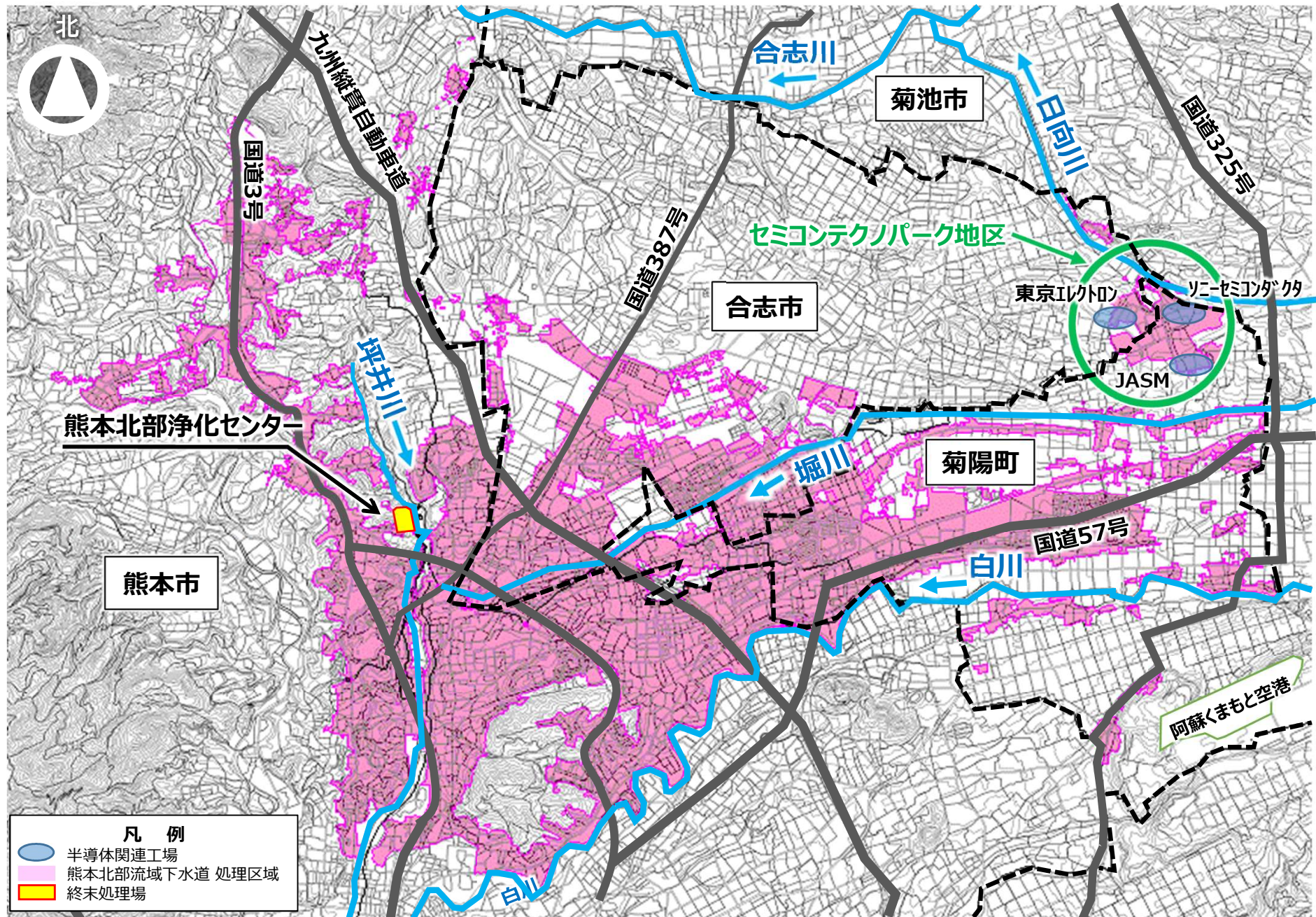
2.今後のスケジュール

3.建築等の制限

4.その他(工場排水処理の流れ及び監視等)

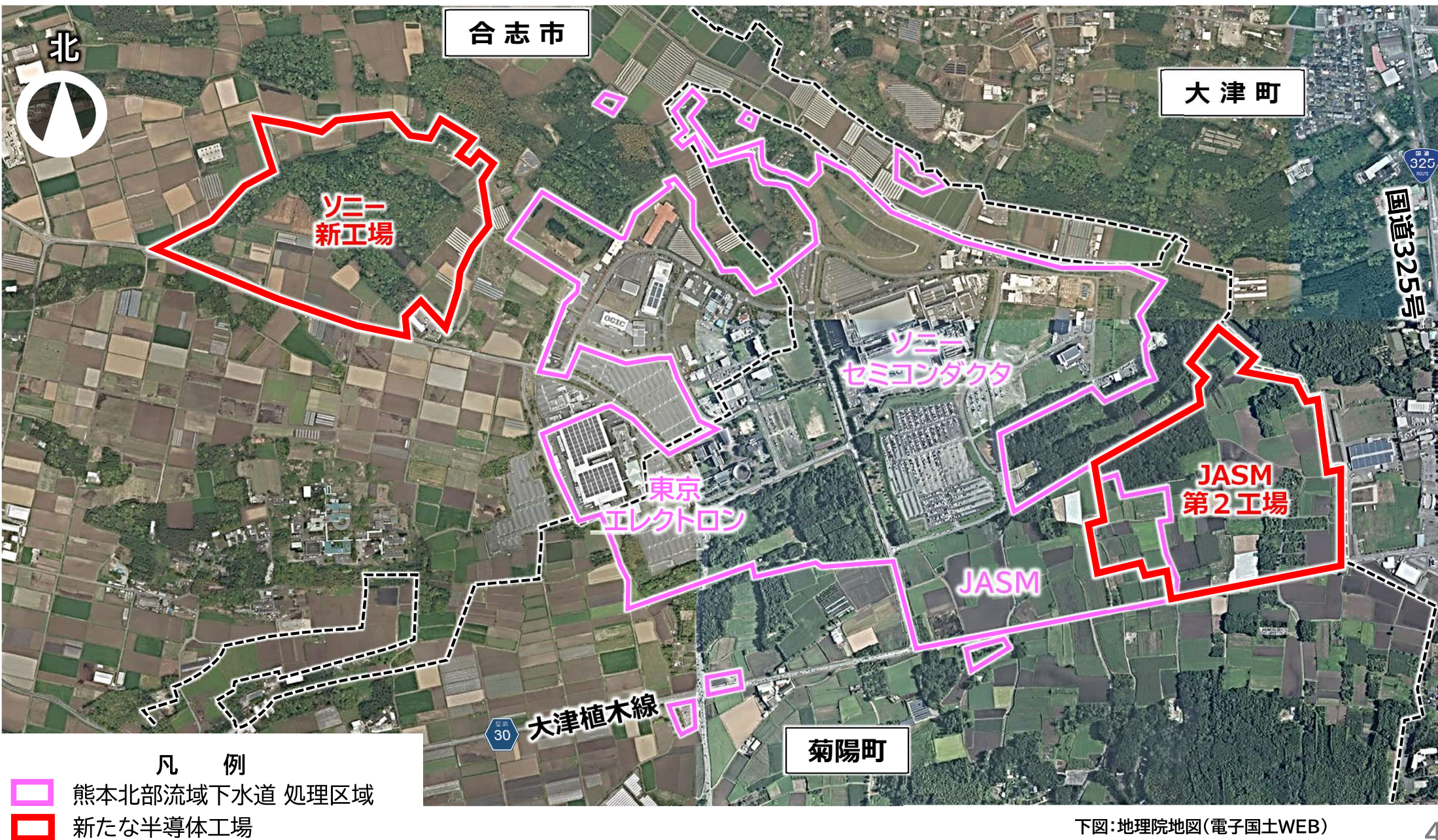
1-1 新たな下水道を整備する理由

<熊本北部流域下水道の処理区域>



1-1 新たな下水道を整備する理由

<熊本北部流域下水道の処理区域>



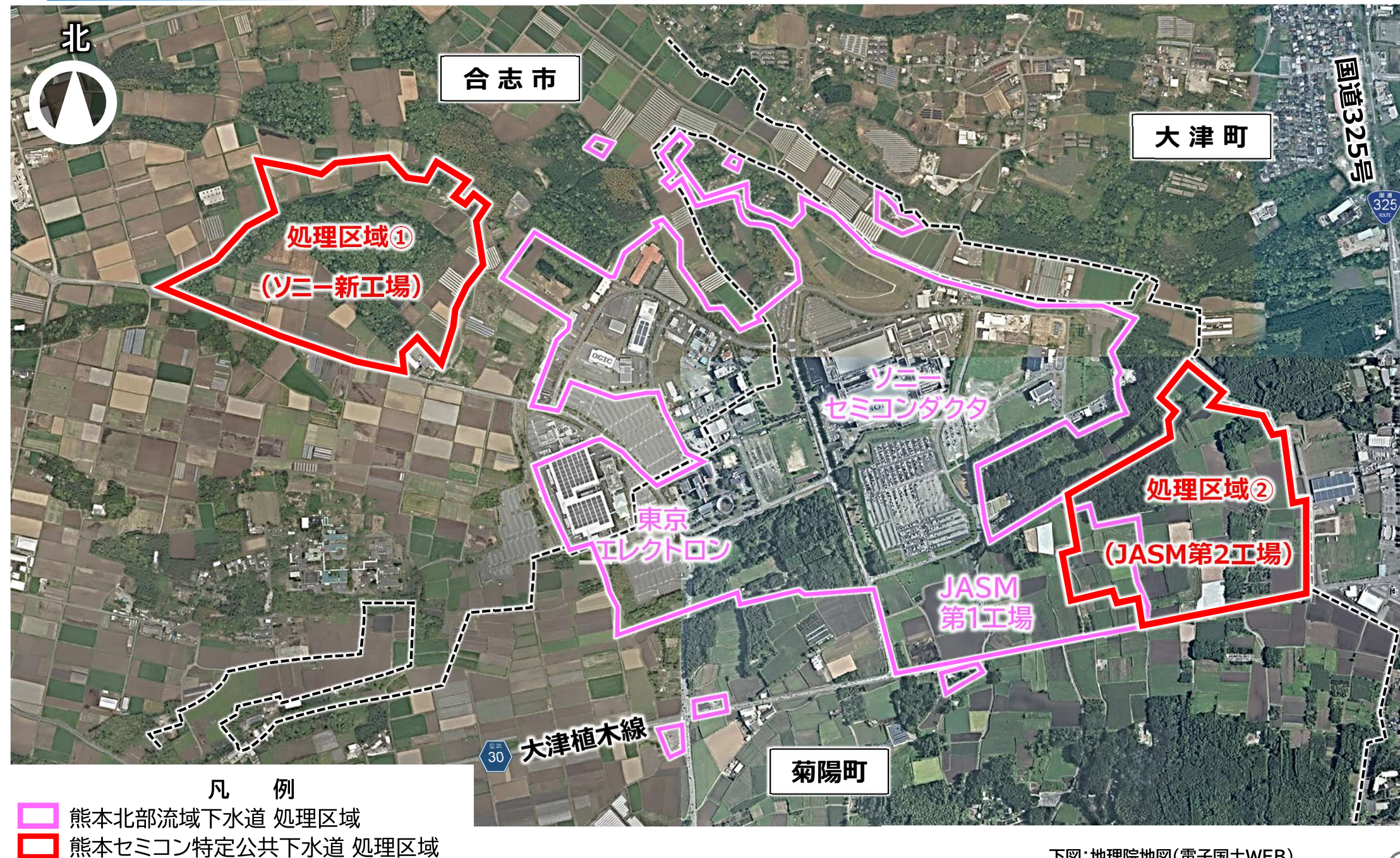
1-2 都市計画に位置付ける理由



半導体関連産業の集積に伴って増加する工場排水を適切かつ確実に処理を行い、都市の健全な発展の向上及び水環境を保全する

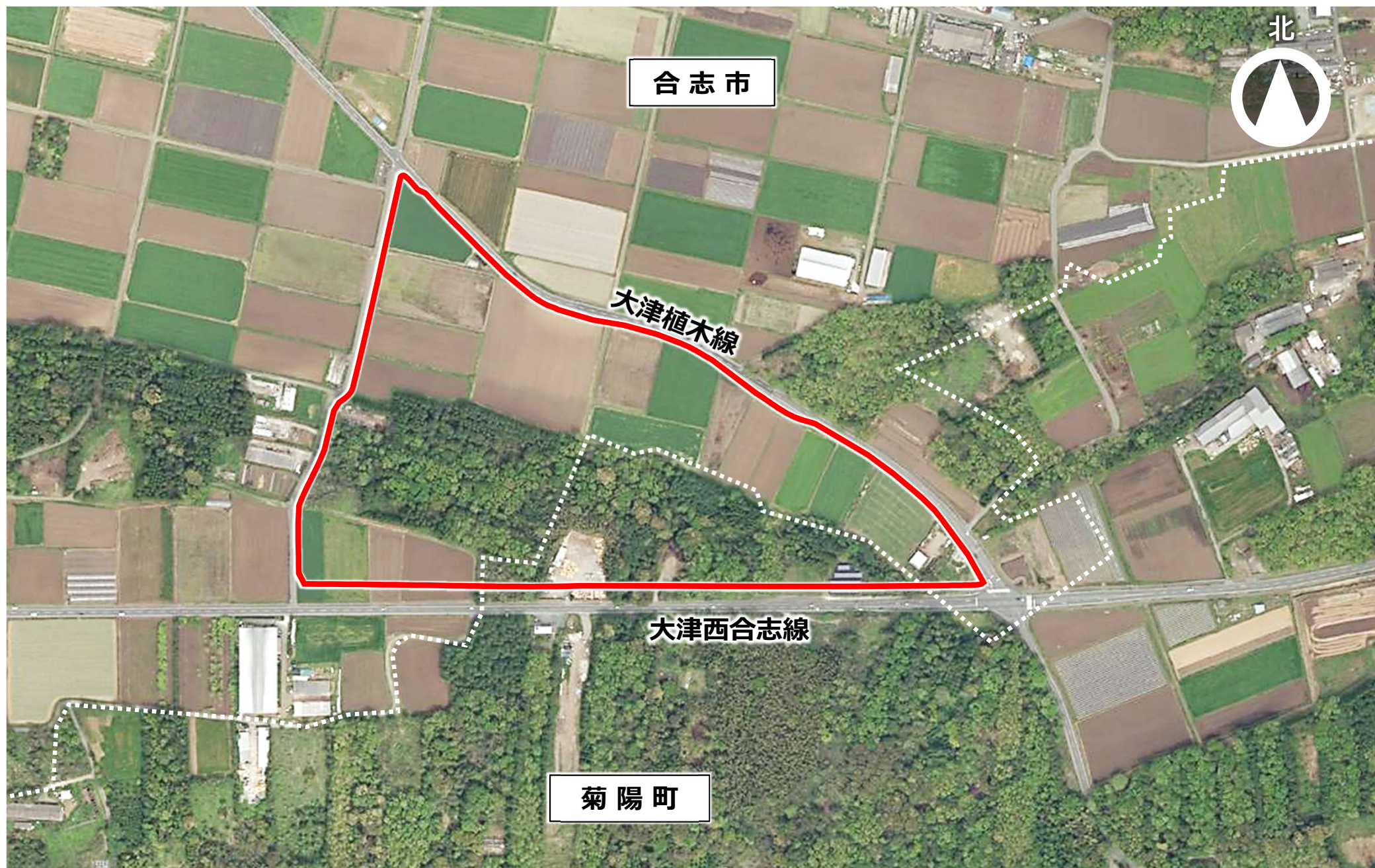
当該地域において、熊本セミコン特定公共下水道を位置付け、都市計画に定める

1-3 熊本セミコン特定公共下水道の処理区域



下図：地理院地図(電子国土WEB)

1-4 下水処理場の位置

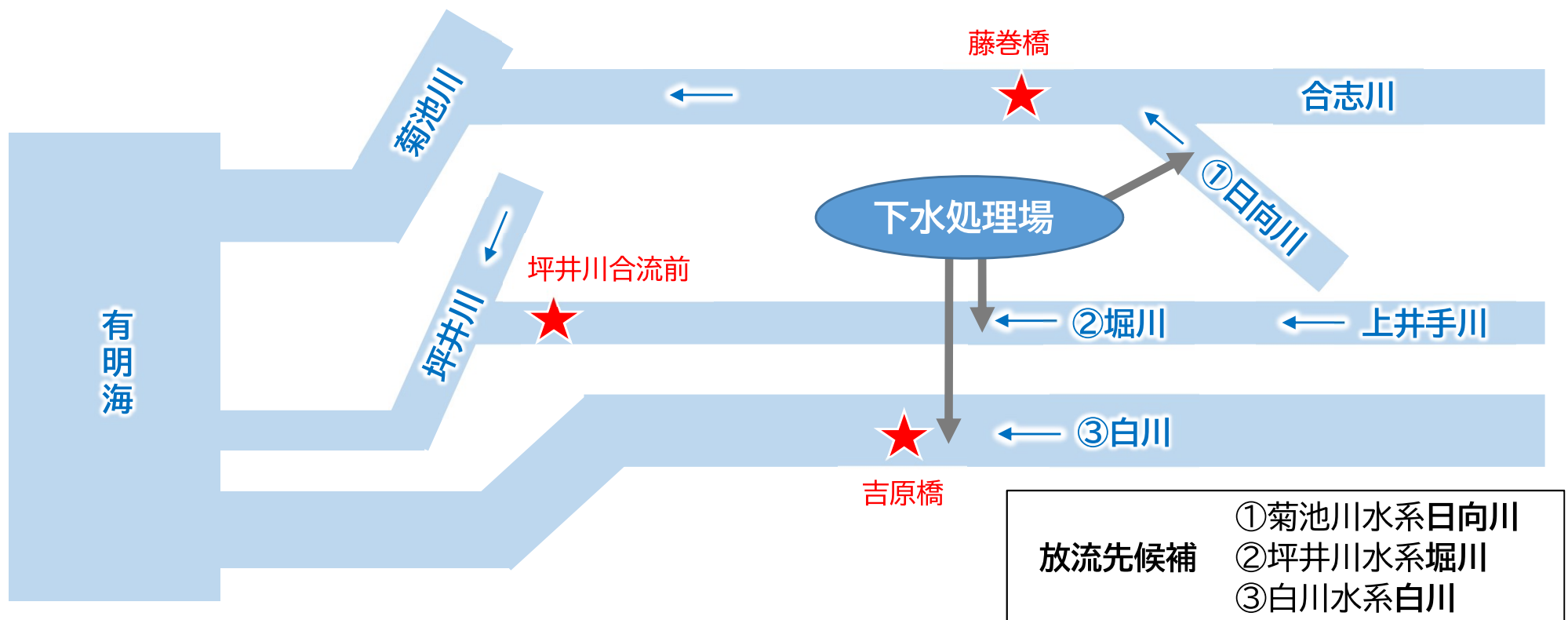


1-4 下水処理場の位置

<熊本セミコン浄化センター(仮称) 整備イメージ>



1-5 放流先河川

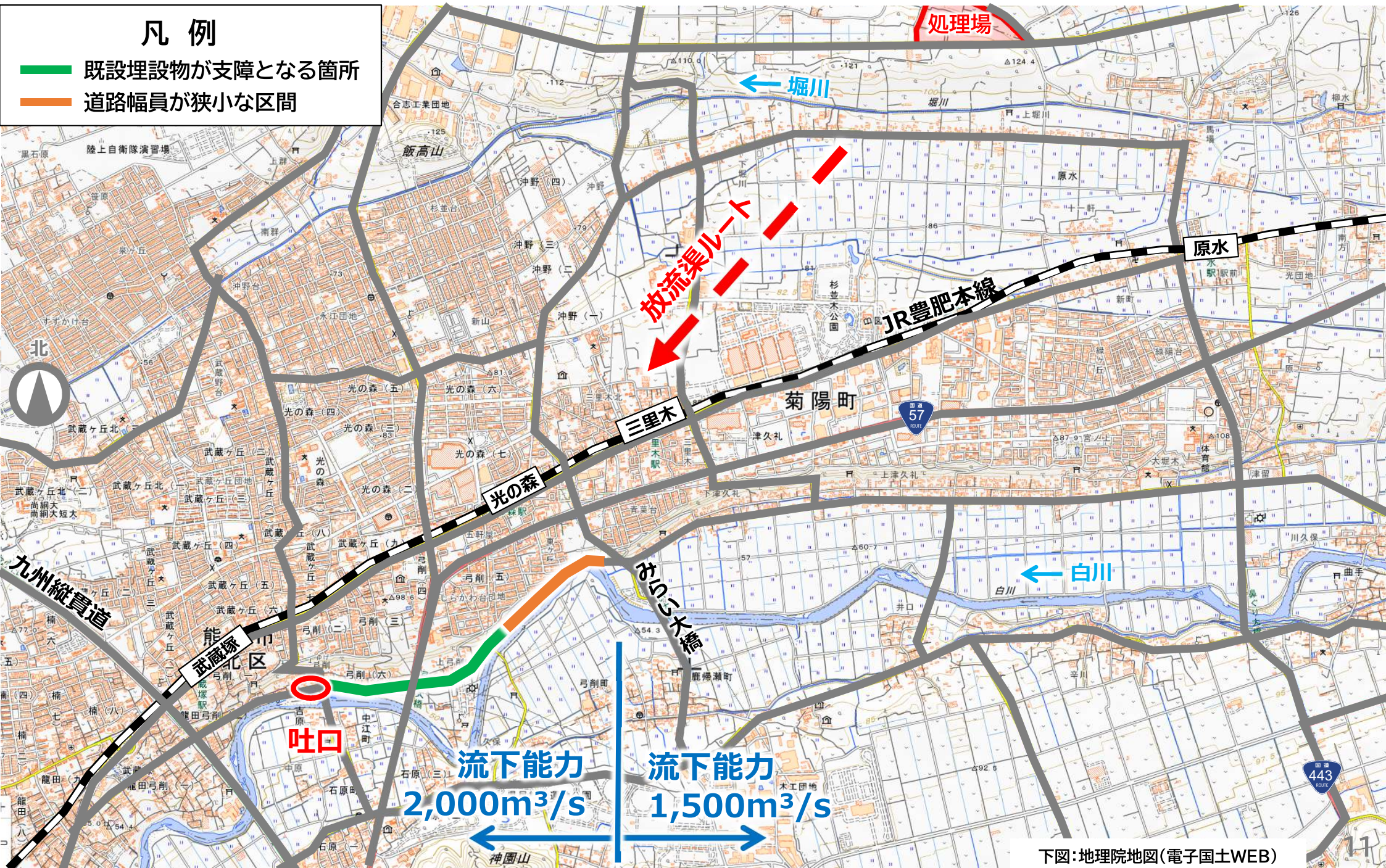


検討項目	検討内容		①日向川	②堀川	③白川
	河川 流量	計画流下能力(洪水時の流量)	65m³/s	15m³/s	2,000m³/s
		放流量の割合	0.4%	1.8%	0.01%
		低水流量(平常時の流量)	1.15m³/s	0.70m³/s	13.96m³/s
		放流量の割合	23%	38%	1.9%
		河川流量を使用した地点	合志川藤巻橋	坪井川合流前	吉原橋

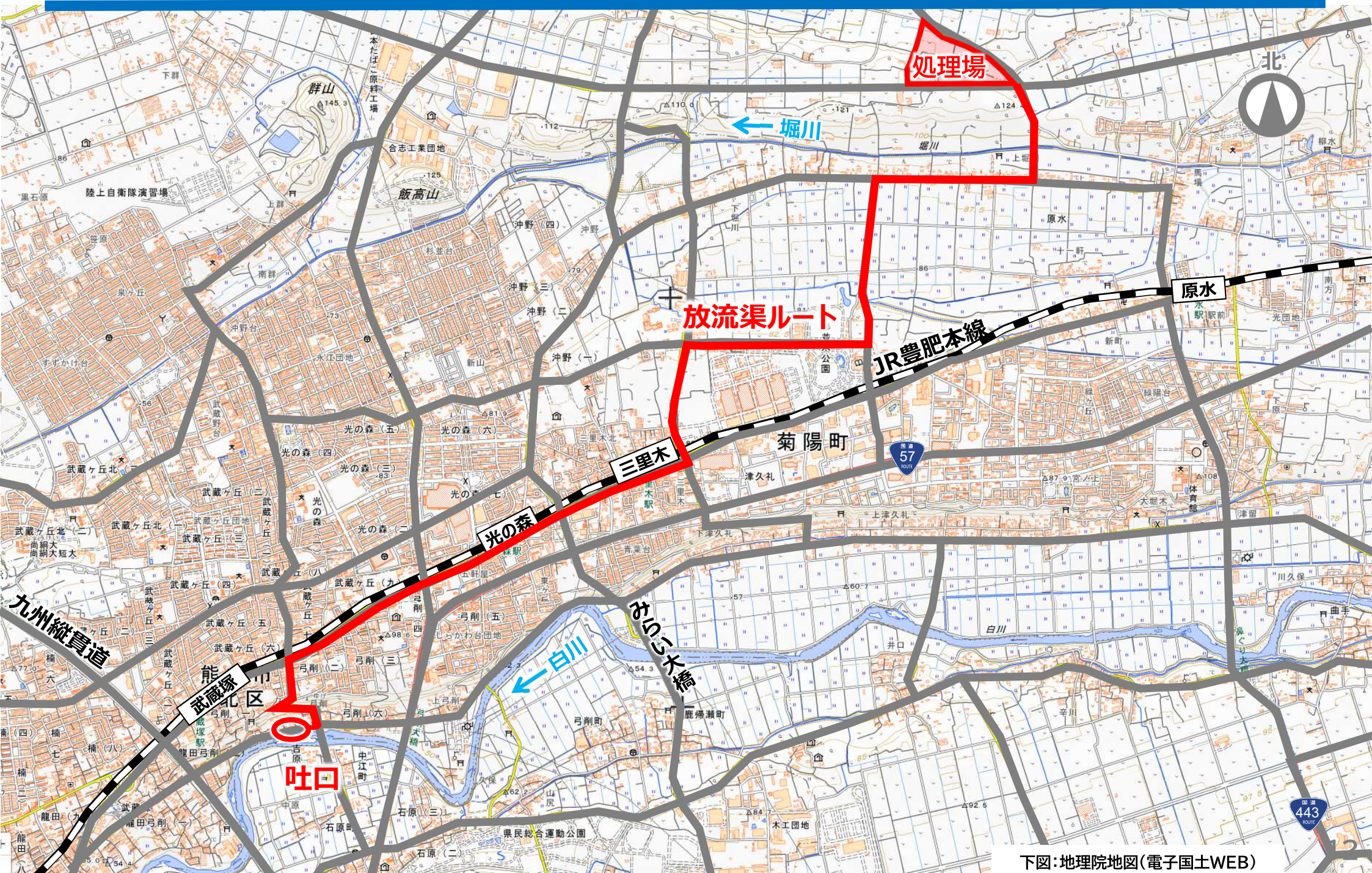
1-6 吐口、放流渠のルート

凡 例

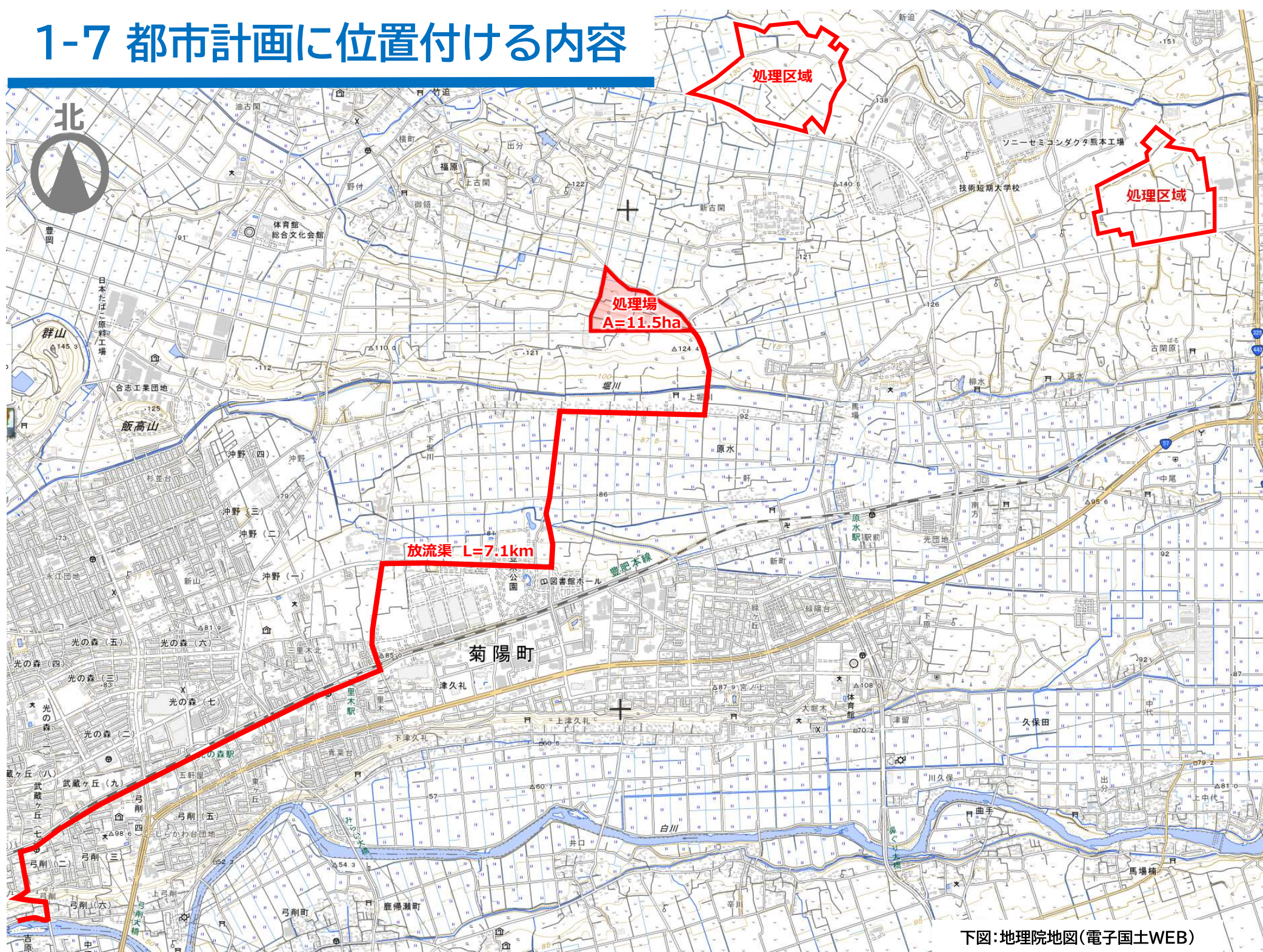
- 既設埋設物が支障となる箇所
- 道路幅員が狭小な区間



1-6 吐口、放流渠のルート



1-7 都市計画に位置付ける内容



2 今後のスケジュール

都市計画(素案)の住民説明会

本 日

都市計画(案)の縦覧

R7.2月上旬～
2月中旬頃(予定)
<2週間>

(縦覧箇所:熊本県都市計画課、県央・県北広域本部技術管理課、
熊本市都市政策課、合志市都市計画課、菊陽町都市計画課)

熊本県都市計画審議会

R6年度内
(予定)

都市計画決定

R6年度内
(予定)

2 今後のスケジュール

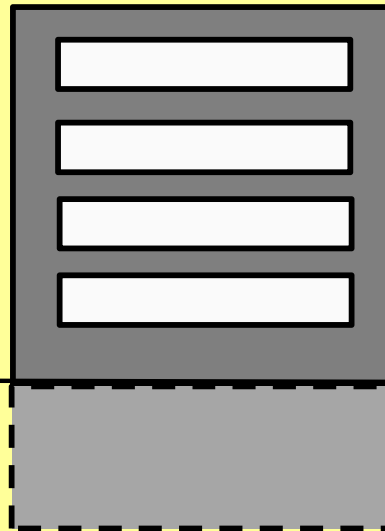
事 項	R6年度			R7年度	R8年度 以降
	1月	2月	3月		
①都市計画決定の手続き 住民説明会、都市計画審議会など					
②用地境界の立会・用地交渉 用地境界の確認					
③調査・測量・設計					
④工事					

3 建築等の制限 (都市計画法第54条)

鉄筋コンクリート構造など容易に移転、
除却できない建築物は「×」

階数が2階以下の木材、
鉄骨造りの建築は「○」

下水処理場の予定区域内
(建築制限が課せられる区域)



地下を有する建築物は「×」



4 その他(お願い)

【お願い】

◆建物調査、用地調査・測量の作業を進めます。
ご協力をお願いします。

※測量に必要な枝葉の伐採、杭等の打設にご協力お願いします。
杭が支障になる場合は、担当者まで連絡いただくか、直接抜いていただいても構いません。

◆用地境界の確認を進めます。
事業範囲周辺の境界を確認するための現地確認をお願いします。
こちらは改めてご案内いたします。

4 その他(工場排水処理の流れ及び監視等)

<法規制物質の監視>

- 行政が流入・放流水質を監視し、適切かつ確実な排水処理の実施
- 各段階において、複数の行政機関がそれぞれの責務のもと、水質の状況を継続的に監視

<JASM第1工場の排水の例>

半導体工場等

下水処理場

排除基準

排水基準

環境基準

①

②

③

④

⑤

河川

河口(海域)

下水道法の「排除基準」に基づき、下水処理場での処理が困難な有害物質等を工場内で排除して下水道に排出

下水処理場で水質汚濁防止法の「排水基準」内に水処理を行い、河川に放流

監視

●工場(①)
下水道法に基づき
自主検査

●熊本県(①)
水質汚濁防止法に
基づき監視・指導

●熊本県(③④)
流入水の検査及び下水道
法、水質汚濁防止法に基
づき放流水の検査

●菊陽町(②)
下水道法に基づき
立入検査

●熊本市(④)
水質汚濁防止法に
基づき立入検査

●熊本市(⑤)
水質汚濁防止法に
基づき環境基準点
等において監視

<下水処理場における水質調査結果>

○水質汚濁防止法の健康項目・生活環境項目の43項目に加え、PFOS・PFOA等を調査

令和6年度（2024年度）



下水道放流水質

基準値の
超過なし

19

4 その他(工場排水処理の流れ及び監視等)

<台湾訪問調査結果>

1 目 的

○半導体工場の集積に関して、環境への影響を懸念する声も寄せられていることから、不安解消を図るため、台湾のサイエンスパーク(新竹、中部)を訪問し、地元行政機関等に水質等環境の状況について調査を実施

2 訪 問 者

○熊本県の環境保全、排水、工業用水の担当者、
学識経験者 12名

3 調査内容

- 排水の処理状況の確認
- モニタリング結果の確認
- 地元行政機関へのヒアリング調査

4 調査結果

○台湾のサイエンスパークでは、排水は適切に処理されており、台湾の環境法令に基づく規制基準が遵守され、水質の環境上の問題は見られなかった。

調査の詳細は、県のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/185936.html>



モニタリング結果確認及びヒアリング状況



処理場放流先河川(新竹SP)確認状況 20

4 その他(工場排水処理の流れ及び監視等)

<規制外物質の環境モニタリング(現在実施中の内容)>

- 県では、法令等による規制物質の監視に加え、規制外の金属類や化学物質を対象にした環境モニタリングを行い、新たな工場稼働前後の環境の変化を客観的かつ科学的に把握する。
- モニタリングの結果は、専門家で構成する委員会の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげる。



法規制物質

法規制外物質
追加モニタリング

金属類：ガリウム等 約20項目
化学物質：有機フッ素化合物 約250項目、
その他の化学物質 約10,000項目
(スクリーニング調査)



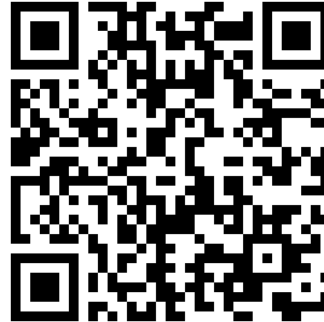
【参考】上記調査と別に、国の指針値(暫定)が定められている有機フッ素化合物PFOS及びPFOA等の水質調査を県内全域で実施

4 その他(問い合わせ先等)

【県の取り組み】



①地下水保全の取り組み



②下水道放流水質



③台湾訪問調査結果

【問い合わせ先】

(計画縦覧・手続きに関すること)

➤熊本県 土木部 道路都市局 都市計画課

TEL:096-333-2520 担当:渡邊、田村

(計画の内容に関すること)

➤熊本県 土木部 道路都市局 下水環境課

TEL:096-333-2872 担当:荒木、山田

(用地に関すること)

➤熊本県 県北広域本部 土木部 用地第三課

TEL:0968-41-6136 担当:大隈、小森田